

公開用

第 9 回 和歌山県河川整備審議会 河川整備計画部会議録

日 時：平成 29 年 2 月 22 日(水)13 時 30 分～15 時 10 分

場 所：和歌山県庁南別館 2 階 201 号 防災対策室

(開 会)

- 県より挨拶
- 委員の紹介
- 会議録署名委員の指名

○議長 二級河川日置川水系河川整備計画（原案）について、まず本日の資料の中で貴重種の位置情報を含みます資料 1-3、二級河川日置川水系河川整備計画（原案）の参考資料のうち、該当ページを抜き出しました資料 1-3-2 につきましては、前回ご了承いただいておりますとおり、運営規定第 2 条第 4 項の規定に基づき非公開とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、資料 1-3-2 につきましては、非公開ということによろしくお願いいたします。では、4 の (1) の二級河川日置川水系河川整備計画（原案）について、県より説明をお願いいたします。

○県 河川課でございます。前のスクリーンで説明をさせていただきます。

日置川水系の河川整備計画につきまして、昨年 9 月にご審議をいただきまして、その以降、そのときにいただいたご意見、パブリックコメントでいただいたご意見等々と、その対応についてご説明をさせていただきます。

まず 1 点目、第 7 回の計画部会でのご意見と対応ということでございます。1 点目のご意見としまして、河口に近い安宅地区は、中世に熊野水軍の一翼を担った安宅水軍の本拠地であり、周りには立派な山城も残っており、そのことを書いてはどうかということで、ご意見を踏まえまして、本文を下記のとおり追記をしたいと考えております。本文の P4 と参考資料の P7 ですが、「河口に近い安宅地区は、中世に活躍した熊野水軍の一翼を担った安宅水軍の本拠地であり、その本城である安宅城は低地にあるため遺構は失われたが、一族の 5 つの山城が今も本城を取り巻いている」ということで、記載をさせていただいております。

続きまして、2 点目でございます。魚類のところ、日置川にとって最重要種であるアユの記載というのが全くされていないので、記載をしてほしいということでございました。ご意見を踏まえまして、本文を下記のとおり追記します。本文 P9、参考資料でいきますと P30 ですが、「日置川流域の魚類相は」の後に「アユ」を追加させていただきたい、一番最

初に「アユ」ということで書かせていただきたいと思います。あと、「中流域は、河口から殿山ダムまで魚類の遡上を阻害する堰堤等の横断工作物が存在しないことから、移動性のある」、ここにも「アユや」ということで記載をさせていただく案としております。

続きまして、3点目でございますが、ブラックバスにつきまして特定外来種で、「ブラックバス釣り大会」という楽しむイベントのような表現は削除するほうがいいのではないかと。また、生育環境の現状と課題ということでございますので、そういう観点からも削除したほうがよいのではないかとのご意見をいただいております。記載としましては、青字で書いております本文9ページと参考資料30ページが該当しますが、「ダム湖は、止水環境を好む魚種が生息し、外来種であるオオクチバスが多く生息している」ということで、「ブラックバス釣り大会も開催されている」という記載を修正した案としております。

4点目でございますが、メダカ南日本集団は旧名称のため修正することということで、ご指摘を踏まえて、本文9ページと参考資料P30でございますが、青字のところの「また、止水域には」というところを、「ミナミメダカ」という形で記載させていただいております。

5点目でございますが、オシドリは流域に一年中いる鳥ではないということから、適切な表現に修正することというご意見をいただきました。そのオシドリのところでございますが、本文の10ページと参考資料の32ページでございますが、「河川が急峻な斜面に挟まれた区間には」で、「オシドリ」の前に「冬鳥であるオシドリが生息する」と。また、最後のほうでございますが、「下流域は、カモ類、サギ類、カワウ、ミサゴ、冬鳥であるオシドリが生息する」という形で表現を適正化しております。

続きまして、6点目でございますが、方針において河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項におきまして、「水資源の合理的な利用の促進を図る」と規定されておりますが、整備計画では触れられておりませんので、それについてきちんと書いておくべきではないかということでございます。修正案としまして、本文のP16、参考資料のP47でございますが、「関係機関との連携のもと、水資源の合理的な利用や水量・水質の保全の促進のため、水利用の現状を把握するとともに」という形で、保全の促進ということ等を書かせていただいております。

続きまして、7点目でございますが、水防体制に関するご指摘で、「住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な防災活動を行うことが重要である」と記載されておりますけれども、「罹災が想定される時点では「避難行動」が重要と理解しているが、記述からは「土嚢積み等の水防活動への住民参加を求める」とも読み取れる」ので、

自主防災組織や住民等の役割分担を踏まえて記述すべきというご意見をいただいております。それを踏まえまして、本文の 17 ページと参考資料の 48 ページですが、河川情報の提供による水防活動や避難行動の支援ということで、「住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な避難行動を行うことが重要である」と。「確実に情報提供することによって水防活動や避難行動を支援し、被害の軽減に努める」ということで、住民の役割として、水防活動ではなくて避難行動を行うことが重要であるということで修正しております。

委員からいただいた意見については、以上でございます。

続きまして、大きく 2 点目、パブリックコメントでいただいたご意見とその対応ということでございます。実施期間としまして、平成 28 年 11 月 16 日から 28 年 12 月 15 日までの 30 日間実施しております。閲覧場所としまして、県庁本庁、西牟婁振興局、東牟婁振興局、あと町・市の役場等々で閲覧を可能としておりまして、河川課ホームページでも閲覧できる状態としております。周知方法としましても、県のホームページ等々で周知しております。

いただいたご意見としては 2 件でございまして、1 点目が整備計画の目標についてですが、洪水等による災害の発生の防止、または軽減に関する目標については、「既往最大洪水の次に大きな平成 2 年 9 月洪水や平成 23 年 9 月洪水と同等の規模の洪水に対して、家屋浸水被害が生じることのないように治水安全度の向上を図る」とあります。家屋浸水被害だけ書かれていて、農産物の被害の抑制については書かれていないということで、ご意見をいただいたところの地区の方で、田野井地区の方と思われますけれども、毎年のように支川から排水できないことによる田畑の浸水被害が起こっているので、整備計画においても田畑の浸水被害を考えたものにしてほしいということでございます。

というのが 1 点目で、あともう 1 点が今後の津波対策について、田野井地区には少し下流で川が 90 度曲がっているんで、津波の規模によっては相当な被害が出るものと予想されると。最新の知見を反映し、柔軟な対応を行うと書かれているので、ぜひ対策をお願いしたいということで、大きく 2 つご意見をいただいております。

1 点目でございますが、ご意見をいただいた農地に対する浸水被害の軽減というのも重要なことでございます。長期的な計画であります河川整備基本方針の中には、既往最大洪水に対して農地も含めて浸水被害の軽減を目標としております。しかし、今回の整備計画におきましては、その整備において方針の目標の達成には多大な費用と期間を要するとい

うことで、今回提示した今後おおむね 20 年間の計画である整備計画につきましては、県内の他河川と同様に、まずは一定の整備効果を発現させるための段階的な整備としまして、既往最大洪水に次ぐ規模の洪水に対して、家屋浸水被害を解消することを目標として河道掘削等を行っていきたいと考えているところです。これにより、洪水時に日置川本川の水位の低下が図れますので、支川からの排水改善が期待され、農地についても浸水被害が一定程度軽減されるものと考えているということで、ご理解をお願いしているところでございます。

2 点目としまして、津波の対策でございますが、田野井地区については、東海・東南海・南海 3 連動地震で発生が予想される津波に対しては、浸水被害が発生しないと想定されるため、具体的な津波対策というのは予定しておりませんが、今後の状況を見きわめながら、必要に応じて対策を検討していきますということで、2 点目についてはそういう回答としております。

意見の 2 つ目でございますが、第 4 章にある河道の維持管理、河川管理施設の維持の項目でございますが、巡視や点検がしっかり実施されるようお願いしたいということです。河川管理施設の維持につきましては、洪水等に対して所要の機能が発揮されるよう、機能の低下を防止するための修繕を行うとともに、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行うため、平常時の巡視や点検時に施設の損傷等の確認に努めていくということで、整備計画の文言等で考え方を示させていただいております。

3 点目、前回の素案からの主な変更点でございますが、1 点目が水利権及び河川愛護活動団体数の更新ということで、時点修正をさせていただいております。許可水利の件数、慣行水利の件数等の変更と、あと河川愛護団体の活動が平成 27 年度には 7 団体ということで修正をさせていただいております。

また、地震の名称としまして、前回の素案におきましては、「東海・東南海・南海地震等」と書いておりましたが、「東海・東南海・南海 3 連動地震」ということで、県では、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」をつくっておりますので、「東海・東南海・南海 3 連動地震」という形で名称を使っておりますので、修正を加えております。

また、前回、整備内容につきましては、地元でご意見をいただいているというところでしたので、その点については工事の内容や表記の仕方を概要的に書いておりましたが、整備の範囲を、例えば整備の延長の整備区間①のところ、3.9km としておりましたが、河道掘削の範囲等を見直して、2.6km にしており、赤字で書いてあるところで、河道の掘削の

範囲というのを見直しております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

歴史的なことと、それから魚類の生息のことについて、前回ご意見がありました。それに従って直していただいたということですが、いかがでしょうか。

それでは、ちょっと質問なのですが、最後の地震の名称の件ですけれども、3連動というのはほかのところでそういう言葉が使われているということなのですが、最後に「等」がついているからいいのですけれども、3連動でなければならないというわけでもないのですよね。

○県 今、想定しているのは3つが一気に起こったという形での地震動で、その地震動で津波をシミュレーションして日置川などは浸水しないという結果になっていますので、それを示すのが今一般的に3連動ということで、そういう形に変えようと考えています。

○議長 シミュレーションですから、例えばその3つのうちのどれか2つだけのシミュレーションも当然行われているわけですね。それらを含めてみたら、その3連動が一番大きくなるということですね。

○県 シミュレーションは、また別に南海トラフの巨大地震という地震もあるのですけれども、それと、あと3連動という地震とでシミュレーションしてまして、3連動は割に起こる確率が高いということで想定している地震で、今そこは統一して、3連動という名称を使っていますので。

○議長 そういう名称になっているということですね。

○県 はい。

○議長 ただ、シミュレーションですから、やろうと思ったら幾らでもやれるということで、例えば時間差がどうなるかとか、そういうこともパラメーターになって入ってくるのではないかと思ったので、これは同時3連動ですか、それが一番きついですかね。

○県 多分地すべりが起こる場所とか、そういうのをいろんなパターンで、一番厳しい値の3連動地震というのを。今考えられる一番大きい。さっき言ったトラフの大規模というのは、本当に確率的に少ないでしょうけれども、そういうのがあるかもわからないという、そういうシミュレーションと2つ行っています。

○議長 そうですか。そのトラフは、3連動とはまた別になるのですよね。

○県 また、大きいです。

○議長 もっと大きいのですか。L2 というのはですか。

○県 L2 としています。

○議長 3 連動は L1 ですか。

○県 L1 です。

○議長 そうですか。

○委員 トラフのほうが東日本地震ですね。

○県 そうでもない、どういう値になるのかな。そこはちょっとわかっていないので。

○委員 連動地震というのは、実際にあったのですか。

○県 3 つがというのは分からないが、2 つは確かにあったと。

○議長 昭和のあれもそうですね。昭和 21 年でしたか、あのときも連動していますよね。ただ、それは時間差がついてくるので、そういうパラメーターもあるので、和歌山にとって一番不利なのはどういう組み合わせなのかなというのが私はちょっと気になったのですけれども、今おっしゃったように、同時 3 連動が一番不利であるということであれば、この記述で私はよろしいかと思えます。

L2 でよろしいのですね。どっちがひどいのですか、L2 のほうがひどいのですよね。

○県 はい。

○議長 L2 というのは、1,000 年とか、そういう単位ですよ。

○県 そうですね。

○議長 ですから、そこは今の 30 年の計画の中に入れ込むのはどうかなという気もしますが。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

もう 1 点、非常にささいなことで恐縮なのですが、項目では 7 番、パワーポイントでいえば 4 ページにあります 7 番の右側の修正のほうですが、「水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な避難行動を行うことが重要である」と。水防体制を理解したら避難になるというふうに行くというのは、ちょっとどうかなと思ったのです。つまり、片側では水防体制の重要性を理解していると同時に、避難が大事であることも理解しているということで、並列的なものではないかなと。従属的になっていくものではないと思ったのですが、それは表現だけの問題ですから、いいとしますか。

それはちょっとそういうことを思ったということなのですが、そんなに大きく違うわけ

ではない。例えば、「理解するとともに」ぐらいにしておけば。

○県 そうですね。文脈的には、地域の水防体制というのは、土嚢を積んだりとか水防団の活動であったりしますので、それは当然知っていてもいいと思うのですけれども。

○議長 それは知っておいてもらわないと。

○県 おっしゃられるように、「理解するとともに」のほうが、理解することで避難につながるというふうに読めてしまうので、ご指摘のとおり「するとともに」でいいのかなと思います。

○議長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、指摘がないようですので、本日審議しました二級河川日置川水系河川整備計画（原案）は了承すると。今のところだけ、字句だけ修正していただくということで、原案は了承し、原案の「原」を取って、「案」とさせていただきたいと思います。それによって、河川整備計画部会での審議は日置川につきましては終了といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。それでは、以降の手續について、県から説明をお願いいたします。

○県 ご審議のほどありがとうございました。本日ご審議いただきました河川整備計画原案でございますけれども、先ほどの水防のところの「理解するとともに」という箇所は修正させていただきまして、修正させていただいたものを案とさせていただいて、関係市町からの意見聴取や国土交通省への同意申請等必要な手續を進めさせていただきたいと考えております。

○議長 日置川につきまして、以後の手續をよろしくお願いいたします。

続きまして、4の議事の（2）であります。新宮川水系熊野川圏域の河川整備計画（変更素案）について、県から説明をお願いいたします。

○県 続きまして、新宮川水系熊野川圏域河川整備計画（変更素案）についてご説明をさせていただきます。

この整備計画の変更でございますが、三重県と和歌山県が左右岸で、右岸側が和歌山県で、左岸側の管理者が三重県であったりする区間がありまして、三重県さんが今回新しく整備計画をつくられるに当たって、そういった区間もありますので、お互いの掘削がそれぞれ水位を下げる効果を有していることから、計画としては和歌山県の整備計画をベース

としまして、変更素案というのをご提案させていただきたいと考えております。

和歌山県のところについては、あまり修正はないのですけれども、主な変更点につきましてご説明させていただきたいと考えております。

第1章の1節の流域の概要のところですが、これまで和歌山県の記述だけでしたけれども、三重県のほうの記述を少し充実させていただいております。三重県の熊野市を足したり、あと三重県の管理河川で、左支川の相野谷川ですとか楊枝川の追加。和歌山県及び三重県が管理する指定区間の流路の延長等についての三重県部分の追加等をさせていただいております。さらに、流域の自治体でございますが、三重県の自治体として熊野市、尾鷲市、紀宝町、御浜町の2市2町であるということで、追加させていただいております。

めくっていただきまして、流域図でございますけれども、和歌山県だけではなくて三重県の流域ということで、右上のところ黄色く囲っておりますが、その中に和歌山県のところもあり、北山村と新宮市の一部等で赤い部分がございますが、それを除く黄色い部分等の追加がございます。

続いて、流域及び河川の概要の歴史・文化というところで、これは世界遺産の追加登録が昨年10月にございまして、平成28年10月には阿須賀王子跡などが世界遺産に追加登録されているということで、これは21年につくっておりますので、それ以降の追加登録の記載でございます。

続きまして、土地利用ということで、土地利用についてはこれまでもともとはなかったのですけれども、他の河川整備計画と並べたときに、最近つくっているものは全部記載していますので、横並びでそろえて記載を追加したものでございます。熊野川流域の土地利用は森林が95%、水田や畑地等の農地が1.0%、宅地が0.7%となっており、宅地の大部分が下流部に集中しているということで、土地利用について他の整備計画と平仄を合わせた形にしております。

同じく人口につきましても、ほかとの並びで追加をさせていただいております。熊野川流域の5市3町6村の総人口は、昭和40年に約9万人であったが、その後減少を続け、平成22年には約4.3万人となっているということで、人口に対して記載をしております。

あと、産業でございますが、これも他の整備計画と平仄を合わせた追加でございますが、熊野川流域の5市3町6村の総就業者数は年々減少傾向であり、平成22年には約3.1万人となっており、産業別の割合は第1次産業が約5%、第2次産業が約20%、第3次産業が約70%となっているということで、追記をさせていただいております。

あと、交通も平仄を合わせた追加でございますが、熊野川流域の主要幹線道路は、熊野川沿いを国道 168 号、北山川沿いを国道 169 号が南北に通る、国道 425 号が東西に通っている。また、海岸部は国道 42 号及び紀勢本線が通っているということで追記をしております。

同じく、第 1 章の 2 節のところ、河川の現状と課題というところがございまして、その中の追記としまして、平成 21 年に整備計画がつくられていますので、それ以降の災害を追記しております。平成 23 年の紀伊半島大水害、並びに 26 年の 8 月洪水ということで追記をさせていただいております。その際には、和歌山県の本宮地区、日足地区、能城山本地区、田長地区及び三重県の和気地区、瀬原地区は浸水が発生したということで記載をさせていただいております。

治水の現状ということで、これも主には 23 年洪水の紀伊半島大水害に関する追記でございます。台風 12 号で和歌山県、三重県合わせて死者・行方不明者 63 名、全半壊戸数が 1,457 戸、床上浸水、床下浸水と、その被害の記述を記載しております。

治水の現状でございますが、続きとしまして、21 年につくっております、それ以降の動きとして記載をさせていただいております。平成 23 年 9 月の台風 12 号により、未曾有の被害が発生しております、直轄区間及び指定区間で土砂が大量に堆積したということで、河床掘削を実施し、その実施のことを記載させていただいております。また、23 年の大水害以降でございますが、被害が流域全体に及ぶということで、和歌山県、三重県を初め、流域自治体、水系の発電事業者から成る熊野川の総合的な治水対策協議会を設置しまして、関係機関の連携と情報の共有を図っております。

また、平成 25 年から砂利の一般採取を許可しているということと、三重県の和気地区では平成 26 年度に河床掘削を実施し、河積の確保を図っているということで、21 年の策定以降で、主としては 23 年 9 月の紀伊半島大水害を契機とした治水対策等々を記載させていただいております。

治水の課題としまして、23 年の台風 12 号洪水による被害を初め、その後も 26 年など頻発する浸水被害を軽減または防止するために、早期の対策が望まれている。また、県境を接する区間においては、和歌山県と三重県で共同した治水対策というのを実施していく、そういった必要性があるということを記載させていただいております。

あと、3 節としまして、環境に関する現状と課題ということでございまして、水質ですけれども、BOD75%値でございます。21 年当時でございますが、市田川上流部の環境基準点

が BOD75%値を満たしていないということでしたので、それが最新のデータにおいては、2.9mg/l、27年度は3.6mg/lということで、D類型でございますが、その基準値を満たしたということで、記載におきまして「市田川上流部を除き」というのを消しております。また、現状としましては、それ以外の地区でございますが、中段のところでございます表のとおり、それぞれ環境基準があり、一部環境基準をまだ満たしていない部分もありますが、26年で見ますと、全て環境基準をここに記載させていただいている箇所においては満たしております。

続きまして、同じく水質ということで、関係市町村の汚水処理人口普及率でございますが、これは時点修正でございます、和歌山県で52.7%、三重県で37.3%ということで記載を更新しております。

同じく環境の現状ということで、水質に関する記載でございますが、熊野川におきましては濁水が問題となっております、21年当時も一定程度記載はあったわけでございますが、それ以降の動きということで記載をさせていただいております。平成23年9月の台風12号洪水以降、洪水後の濁水の長期化が顕在化したために、平成26年6月に近畿地方整備局が国と学識者から成る熊野川濁水対策技術検討会を設置し、その検討結果をもとに、上流の崩壊地対策や河道内土砂の撤去などの流域対策、あと、ダムにおきます選択取水設備の改造などの貯水池対策、対策効果を最大限発揮させる運用の変更を各機関が実施し、効果をモニタリングしていくということとなっております。対策の状況やモニタリング結果につきましては、和歌山県、三重県を含む流域の関係機関から成る熊野川の総合的な治水対策協議会において報告され、関係者間の共有が図られているということで、現状を修正させていただいております。

続いて、第2章でございますが、河川整備計画の目標に関する事項でございます、まず整備の対象の区間ということで、三重県の区間が入っております。

目標に関する事項として、2節のところ対象期間でございますが、本計画の決定日からおおむね30年間ということについては変更しておりません。また、整備計画につきましては、社会状況ですとか自然状況等々で変更したりするということがあるということで、その旨を追記させていただいております。

3節の洪水に関する目標でございますが、日足地区、能城山本地区と、あと田長地区を今回、和歌山県の関連として地区を入れておりまして、これについては従前、12,000m³/sの流量を目標としておりまして、特に変更があるものではありませんが、地区の追加によ

りまして 12,000m³/s ということで書き方を追加させていただいております。あと、三重県の瀬原地区、これは三重県側の整備の目標になりますけれども、12,000m³/s ということで目標を立てております。さらに、和気地区というところが左岸側、三重県側の区間にございまして、そこにおきましては避難経路の浸水頻度の軽減を目標としております。後で、整備の場所がそれぞれの地区にございますので、そこでまたご説明をさせていただきます。

河川環境の整備と保全に関する事項につきましては、外来種については、在来種の生育・生息環境を保全するため、連携し情報共有を図るとともに、拡大抑制に努めるということで修正を加えております。

第3章の河川の整備に実施に関する事項ということで、基本的には三重県の区間が主に追加となっております。記載させていただいております三重県と左側に書いてあるところの一番上の河床掘削、和気地区ですが、河床掘削を 1.2km ほど行うということとしております。これとあわせて、田長地区において和歌山県でも掘削を 600m ほど予定しております。それ以外の三重県の下から 4 行目の河床掘削、北檜杖や瀬原地区については三重県側のみの掘削。あと、下 3 つは支川でございまして、三重県の支川の河床掘削等が追加されております。目標との関係は、先ほど一部申し上げましたが、和気地区については避難経路、これは左岸側の三重県の道路の浸水頻度の軽減を目標とし、本川の北檜杖、瀬原地区については 12,000m³/s としております。その他の支川については、計画対象流量、それぞれ 400m³/s とか 255m³/s とか 155m³/s ということを三重県のほうで検討し、記載させていただいております。

場所でございますが、まず三重県と和歌山県が共同して掘削するところでございます。ここは和気地区と田長地区でございますけれども、範囲としましては、日足地区、今既に和歌山県の整備計画で位置づけられておりますところの下流でございますが、右岸側に道の駅があるところの周辺でして、河口から 17.2km から 19km のところでございます。それぞれ左右岸で管理者が分かれておりまして、和歌山県におきましては右岸側で掘削する部分、左岸側が三重県ということでございまして、河床の勾配とか、河床の高水敷の高さ等を考慮に入れながら、和歌山県のほうが掘り残しますと、それによってまた水位が上がったりしますので、断面等はバランスを見て掘削をします。例えば、A、A' の断面で見ただくと、これは右岸側、和歌山県が掘削するところでございますけれども、こういったイメージで、高水敷を少し掘削させていただくと。B、B' のところ、それよりちょっと上流になりますが、三重県の区間で高水敷の掘削となっております。

北檜杖、瀬原地区でございますが、これは熊野川本川の河口から 7.8 から 8.2km のところですが、左岸側の掘削ということで位置づけられております。これについては、この左岸側の掘削のところの上流に集落がございまして、これに対して 12,000m³/s の計画流量を安全に流すという観点から、掘削というのが位置づけられております。

それ以外の支川については、目標に書いておりますけれども、先ほど掘削箇所でご説明させていただきましたが、本川以外に三重県側の支川における整備が新たに位置づけられております。

第 4 章でございますが、河川情報の収集と提供、地域や関係機関との連携に関する事項でございます。河川情報の収集と提供ということで、インターネットや地上デジタル放送により情報提供を行うということで、平成 21 年につくった当時よりも充実して対策を行ってきているところについて、修正を加えさせていただいております。

変更内容については以上でございますが、本審議会におきましては、基本的に和歌山県区間、和歌山県の管理する河川の部分についてのご審議をいただくというところがございます。三重県の目標や整備の箇所については審議会の審議の事項ではございませんけれども、先ほど申し上げましたように田長地区ですとかで和歌山県が一部追加掘削するところがございまして、あと本川では和気地区の掘削につきましては、日足地区等々に効果がある、水位の低減効果もございまして、そういった点も踏まえてご審議をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。今までは和歌山県で、単独にと申したら少し語弊がありますけれども、考えてきたものを、対岸の三重県も含めて河川整備計画としてやるということになります。それに伴う変更、並びに 23 年の出水の後の土砂堆積に対する対策ということでの修正などが主な点であろうかと思いますが、何かご質問がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 一番最初のところでタイトルなのですが、今まで熊野川圏域河川整備計画で来たのを、新宮川水系というのが加わって、もともと新宮川と呼んでいたものを何か地元の要望で熊野川に変えたというのを聞いていて、もう新宮川というのはなくなり、熊野川に変わったのだと思うのですが、またこれがよみがえったのはなぜでしょうか。

○県 一級水系の正式名称は新宮川という名称でして、河川の名称は熊野川なのですが、一級河川新宮川水系ということで、水系名は新宮川というのが正式な名称です。

○県 河川名だけが変わったのです。昔、新宮川という名称で和歌山県は呼んでいたのですけれども、それを住民の意見で熊野川というふうに河川名だけが変わって、水系名というのは前から変わっていないです。

○委員 一応地名として、国土地理院の地図でも熊野川に変えたのですね。

○県 そこまでちょっと確認していませんが。

○委員 いや、それは確実です。

○県 だから、河川名称は熊野川です。

○委員 官庁用語として新宮川が残っているのですね。

○県 そうだと思います。

○県 見ていただくのは、本編のほうの1ページ目をごらんいただくと一番上のところで、水系名としては新宮川と。水系なので支川も含めて、水が流れてくる支川も、奈良県側の区間も含めて、一級水系としては、新宮川と呼んでいるのですけれども、河川名としては熊野川と呼んでいるということで、奈良県のところも本川については熊野川という言い方で、ややこしいのですが、水系名としては支川も含めた形だと新宮川という言い方ということでございます。

○委員 この地図の上にも新宮川はないのですよね。

○県 河川も熊野川と。

○委員 河川もないのですよね。

○県 そうですね。ですから、地図上は出てこなくて、水系を呼ぶときに出てくるのが新宮川水系ということだけなのだと思います。

○議長 あれはどうなっていますかね。同じような例で四国の四万十川が、本来は渡川ですよね。どうなっているのですか。

○県 すみません、ちょっとあまりよく。

○議長 本来、今の水系名で言えば。

○県 すみません、四国はわかりませんが、私の知っている範囲で言うと、信濃川水系とかで上流の長野は千曲川と呼んでいますし、下流は信濃川と呼んでいますし、ですから地域の思いで呼び名は熊野川というふうに皆さん呼んでいただいていると思いますし。ただ、正式名称となると、水系とかは。

○議長 水系名としては新宮川。

○県 水系名としては、そういう形で残っているということでございます。

○委員 よろしいですか。

○議長 どうぞ。

○委員 今回改訂されているのですけれども、例えば7ページは土地利用で、平成26年まで新しいのが出ているのですね。それで、人口のところは平成22年なのです。それで、もうちょっと新しいのを入れたらどうかなと思うのですけれども、改訂したので、前のバージョンなので恐らく古いままなのです。

あと、その次で言えば、例えば道路網が出ているのですけれども、これは関係ないかもしれないですが、高速道路がかなりできてたり、南部のルートは非常によくなっているのですけれども、紀勢本線とかいろいろ出ていますよね。その辺がどうかなという気がしまして。

要するに、やっぱり時間がたっているので最新にして。例えば、いろいろ治水の現状などでも最新にしているのですね。例えば、23年の洪水が入ったりとかして、26年の洪水まで入っていますね。治水の現状では23年まで入っていて、26年の洪水は大したことないから入れないのですよね。

○県 はい。

○委員 ということですか。それから、あとBODなどは26年まで入っていますよね。それから、その辺の情報が最新になっているかどうかですよね。

それからあと、18ページの濁水のところは、いまだに汚いということをお願いののですか、それとも変わっていないのですか。協議会ができたのだけど、15年と25年が出ていて、やっぱり濁水が続いているということをお願いののですね。

○県 そうです。いまだに濁水については、23年水害以前の状態にまだ戻っておりませんので、引き続き対策が必要ということです。

○委員 それからあと、一番重要な24ページなのですけれども、これは説明を聞いて、それでもよくわからないのですけれども、A、A'断面とB、B'断面があって、河床掘削があって、これはどこをどちらが掘るのですか。和歌山県が掘るのですか、それとも三重県が掘るのですか。

○県 左岸側にある、例えばA、A'断面、下流のほうになるのですが、これだと灰色に塗ってあるところは右岸側になりまして、和歌山県が管理しています。全部、和歌山です。

○委員 こっちが和歌山なのね。

○県 右岸側にたまっているものは和歌山で、左岸側にたまっているものは三重県という

ことで、川が通っている場所を境にというふうに考えております。細かく言うと、県境をどこにしてとかいう議論もあるのですが、実質的に一連に全部を取りますので。

○委員 中途半端なことを言っているなと思っていたので。ということは、A、A' は和歌山が掘るのですね。

○県 そうです。和歌山です。

○委員 B、B' は三重県が掘るのですね。

○県 そうです。

○委員 そう書かないとわかりませんよね。

○県 わかりました。和歌山県、三重県とか、断面図に。

○委員 そうそう。だから河床掘削とあって、両方が作業をやるというふうに書いてあるので。だから、和気地区は完全に上流なんだね。だから、B、B' が本当は上なんだね。

○県 そうです。和気地区というのが左岸側の三重県のほうにある地区ですね。

○委員 B、B' が上流側にあって、A、A' が下流側にあるのですね。

○県 そうです。

○委員 その位置関係も逆になっているのでね。だから、見づらい。

○県 そうですね、AとBが。

○委員 わかりづらい図なんですよ、これ。

○県 そうですね。

○議長 河川は下流側から書く癖がついているので。

○県 ですが、最初にこれを書いているので、AとかBがいいのかどうかというのはありますけど。

○議長 いかがでしょうか、A、A' とかB、B' のところに和歌山県側とか、左岸、右岸というだけではなくて、県名も入れていただいたら。

○県 そうですね。

○委員 そう。それで、どっちが掘るかというのを明確にしてもらったほうがいいと思います。これはわかりませんよ。両方で掘るのかとも思ったし、ちょっと聞いていて。

○県 違います。

○委員 違うでしょう。いや、和歌山が掘って、その後に三重県が掘るとか何か、いろいろ言っていたからね。どういうことかなと。上流側と下流側という意味だったんだね。

○県 そうです。川を挟んで右岸側に堆積しているほうと左岸側に堆積しているほうがあ

りまして、両方取っていかないと効果が出てきませんので。

○委員 そうですね。だから、いまだによくわからない。A は和歌山が掘るんだよね、B は三重県が掘るんだね。

○県 そうです。

○委員 それから、次は三重県だよね。

○県 これは三重県でして、守るべきところも北檜杖、瀬原地区ということで、このA、A' のところの少し上流の左岸側に集落がございます。

○委員 これでコンセプトはわかりました。

○議長 今のご指摘と関連して、少し精神論ですけれども、せっかく和歌山県と三重県が連携してやるということですから、どこかにその一言、一番初めのあたりにでも、そういうことの重要性を言葉として入れておいていただくといいのではないかと。つぶさに見たら書いてあるのかもしれませんが、今のパワーポイントの資料にはそういうことがなかったものですから。どこかでそれを強調しておいていただくといいのではないかと思います。

○県 そうですね。パワーポイントの14ページのところをごらんいただくと、赤字の中段に、これが入れているかどうかというのはありますが、少し触れさせてはいただいているところがございます。

あと、先ほど井伊委員からいただいたところの時点修正、資料、それは最新に。

○県 データ自体、手に入る最新のデータで今させてもらっていて、人口のデータは国勢調査ベースなのですけれども、平成27年が出ているのですが、国勢調査の結果自体、まだ人口しか出ていなくて、産業別人口や世帯数が出ていなくて、結局、産業別人口のが22年までしか更新できない状態です。人口もそれに合わせて、ほかの河川整備計画もそうさせてもらっていて、できたら27年にしたいのですけれども、それがちょうどこの9月とか10月に出てくると聞いていますので、それが出てから人口も、もちろん産業別人口も変えていきたいのですけれども、それまでは22年で人口も統一させてもらおうかなと考えているところです。

○議長 それから、パワーポイントの4ページで、今の流路延長のことなのですけれども、和歌山県側が181km、三重県側が190kmとありますが、本川については右、左と分かれているわけですね。支川は同一県内にあるのでしょうか。

○県 支川も一部、北山川だけ、先ほど新宮市の一部と北山村があるところについては、

左右岸で管理者が分かれています。

○議長 その流路延長について、その辺がわかるように。

○県 そうですね。それぞれ左右岸が分かれているかというのがわからないので、その辺がわかるように修正したいと思います。ありがとうございます。

○議長 ほかは、いかがでしょうか。

○委員 本文に全然関係ないのですが、この熊野川と北山川の濁りですね。それで今回、三重県と一緒に治水をやるというのですが、濁りに関しては以前から奈良県も入って3県でやっているのですね。近畿地方整備局が絡んで。

○県 そうです。国と3県と、あと発電事業者さんと市町村さんも入った場で、対策とか効果のモニタリング等について検討して、情報共有を図っているところです。

○委員 熊野川の原因はほとんど奈良県でしょうから。

○県 上流域の崩壊地対策とダムの部分と、大きくは2本立てですね。おっしゃられるように、上流の流域対策というのかなり、濁った水がずっと上から流れてきている分もありますので、そこら辺も重要であると思っています。

○委員 すみません、もう一度24ページなのですが、B、B' からA、A' とずっと行って、A、A' とB、B' とできれいにばっさり分かれていますのすけども、真ん中にあるようなときには両方掘るということですね。そういうところはあるのですか。今ちょうど典型的にB、B' はBのほうに、それからA、A' だったらA' のほうに礫層があるのですけれども、真ん中に来たときは両方で割りますよね。それは両方掘るのですか。

○県 たまたま真ん中にあるところで掘るところは実はないのですけれど。

○委員 ないのね。これを見ると、例えば流域を見ていると、17.2km から19km のところで、一番下流側は確かにAのほうが出っ張っていますよね。すると、Aのほうで掘るのではないの。一番下流ですよ。

○県 そうです。ここの断面には入っておりませんが、延長としては19kmまで入っていて、ここの左岸側のところでは、この出っ張っているところも、A側のところも掘削の対象に考えています。

○委員 ここは三重県なのですね。

○県 そうです。

○委員 だから、むしろ平面上にプロットしたほうが分かりやすいのではないですか、掘る側というのは。三重県側で掘るとか和歌山県というのは。そうしないと、これはわから

ないですよ。対象流域を平面図で入れたほうがいいですね。

○県 入れたいところもあるのですが、またそこは三重県さんとも相談をさせていただければと思います。

○委員 そこまで約束していないの。

○県 出し方というか、約束していないわけではないです。書き方の調整等がやっぱり各県でいろいろございまして、またそこは相談させていただきたいと思います。

あと、多分真ん中にたまるケースについては、熊野川の場合は河床勾配がかなり緩やかなので、急流河川みたいな、複列砂州で左右岸に別れてみお筋が寄るといのはあまりないので、見ている限りは基本どちらかの岸に土砂がたまるという形態になっています。左右岸で管理者が別の場合はそれぞれどっちがどう取るかという状況でございます。

○委員 まだ実際にどのぐらいの土砂量とかいうのは見積もっていないのですね。

○県 効果の目標がございまして、当然ボリュームというか、こういったそれぞれの断面のどこを切っていくかという実際のものというのはあった上で、目標を定めています。

○委員 ですよ。ということは、実際に切る断面は。

○県 切る断面はある程度は。あと、現場に行って少しすり合わせはあると思っています。

○委員 もちろん。ということは、ある程度もうできているわけでしょう。

○県 そうです。その中の断面で、このA、A' とB、B' を出していると。

○委員 ということは、平面図上では、こちらが掘削する部分はわかっているわけですね。

○県 そうです。

○委員 ですよ。そうなってくると、あと機械的に、川の右か左で三重県、和歌山県と分かれるという、そういうことですね。完全に川が境ですね。

○県 そうです。ただ、ここに17.2kmとか19kmとかピンク字で示している、基本はその範囲の中で左右岸を掘るといことになるということだけです。例えばこの田長、和気地区でいえばその範囲で。これより上下流では掘らないです。

○委員 もちろんこの範囲でしょう。

○県 はい。

○委員 和気地区というのは、出ていないということなのですか。今、これA、A' とB、B' というのは田長地区なのですか。

○県 田長地区、和気地区と呼んでいるのは、左岸側の集落でいくと和気地区で、右岸側の集落でいくと田長地区なので、そういうように書いているだけなのです。左右岸で地区

が違うので、どちらかの地区だけと書くと右岸側だけになってしまうので、両方書いているというだけです。

○委員 ああ、そういうことですか。上流に和気地区があって、下流に田長地区があると思ったら、そうではないのね。

○県 はい。

○委員 これもわからないですよ。今聞いて初めてわかった。ということは一緒なのですね。これは同じ地区なのね。三重県では和気地区と言って、和歌山県では田長地区と言っていて、その範囲をやっているということですね。

○県 そうですね。そういうことになります。

○委員 だけど、これを見ると、和歌山県と三重県で 17.6km から 18.2km と、17.2km から 19km というふうに、上の表ではなぜ距離が違うのですか。

○県 上の表では右岸側のたまっているところの距離の A、A' がございしますが、その平面で見ていただくと右岸側にたまっておりますけれど、そこがちょうど 17.6km から 18.2km ポストのところなので、それをより細かく書いているということになります。

○委員 和気地区はもっと広いと。

○県 そうですね。和気地区は 17.2km から 19km なので。

○議長 和気地区の書いてある位置がちょっとね。

○県 そうですね。

○議長 直してもらったほうがいいのか。

○県 全体を書いて、その左岸側がつながっているので 17.2km から 19km となって、その間に和歌山県の掘る田長地区の右岸側の分があるので、こういうややこしい記述になっているのですけれど。

○委員 要するに、ここは共同でやっているのですよね。

○県 そうです。

○議長 その和気地区と田長地区のところに矢印でも入れてもらったらどうですかね。

○県 そうですね。その辺は見やすく。

○委員 これだと完全に別の工事を 2 つやっているように思いますよ。僕は今聞いて初めてわかったのですね、同じ場所をやっているというのが。これはわからないと思いますよ、今言ったように図面だけ見たのでは。要するに、その辺を工夫しないと。

○議長 そうですね。

○県 見やすくするといいですか、わかるようにすると。

○委員 理解できるようにね。そうしないと、これは全く。だから、両方同じことをやっているのですよね。

○県 そうですね。

○委員 同じことをやっているのだけれど、和歌山県側と三重県側でそれぞれやっている範囲があるというふうには書かないと、これは完全に田長地区と和気地区というのが全く別のところがあって、それぞれやっているように思うし、ましてや24ページの図を見ると、私は和気地区が上流にあって、下流に田長地区があると思いましたからね。

○県 左岸側の17.2kmから19kmを和気地区というふうには呼んでいるので、それは、範囲として17.2kmから19kmが和気地区なので、書いている場所が上に書いてあって、メインのほうに寄せて和気地区を書いてあるので、実際にはここも含めて和気地区だということ、わかるようにします。

○委員 やり方としては、例えば右岸側と左岸側にそれぞれ領域を書いて、17.2kmから19kmが三重県側で、それから、和歌山県が17.6kmから18.2kmがこの範囲で、その区間について掘削工事を行うとかね。

○県 そうですね。上の四角の表とリンクさせた形にしたほうがいいですね。

○委員 そう。例えば範囲をそれぞれ右岸側、左岸側で書いておけば、右岸側のほうを田長地区と言って、左岸側を和気地区と言うのだなというふうに感じてもらえれば。

○県 そうですね。わかりました。ちょっと上の四角の表と。

○議長 上の四角の距離表と対応するように。

○県 対応するように書きます。

○委員 そうですね。

○県 あと、断面のほうもわかるように。

○委員 そうですね。わかりました。

○議長 それから、掘削の順序というのはどうなるのですか。一遍にできるのですか。

○県 そこは実際にそれぞれの各県の施工の順序というものはあるかもしれませんが、なるべく連携を図りながらやっていければと思っております。あと、進入路などいろんな施工の条件があるので、その辺も考えながら合理的にやればと思っております。

○議長 これは大体、単年度で取られる予定ですか。

○県 三重県側の予定というのにはありますが、私もここで回答できませんが、和歌山県に

については数年と考えております。

○議長 数年。その間に中規模出水でもあって、取ったところがまた埋まる。そういうことの手戻りができるだけ少なくなるような。

○県 そうですね。この区間自体は、河道がちょっと左の下流で狭まっているところなので、ある程度左右それなりに均等に掘れば、再堆積の進捗がそこまであるかどうかというのは、技術的にはそこまで気にしなくていいのかなと思っているところであります。

○議長 シミュレーションをやっても、なかなかそのとおりにいかないものだから難しいですけど、一般論として大体は下流からやっていくのですか。

○県 一般的にはそういうことが多いのですが、例えば災害復旧とかで四、五年で一気に片づけるときなどというのは、四、五年であれば、施工のヤードもいろいろあったりしたりするので、そういう面で調整しながらやっていきます。必ずしも下流ではない場合もございます。

○議長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 せっかくこの24ページの図が出ていますので、それよりも上流側に結構かなり土砂がたまっているような、幅広くなっていますよね。そういったものは、結局のところ今言ったように、掘削しても流れ込んでしまいますよね。今回の二十何年のときも、神社の熊野大社があったところ、あそこがやっぱり河床掘削するとか言っていてやっていたのですが、結局、結構上から土砂が流れちゃって、だから、その辺はどうなのですかね。ここだけを流量を一時的に12,000m³/sにしたところで、上の部分は平場が相当あって、土砂がありますよね。今、この和気地区と書いてあるところの右下の部分。その辺は放っという下だけ掘ったって、すぐ流れてきてしまうのではないですか。何年ぐらい期待をしているのですか、12,000m³/sというのは。

○県 堆積すると、基本的にまた取るということになるのですけれども、先ほども申し上げましたように、この区間については、河床変動計算等をしたわけではないのですけれども、かなり川幅は狭いところなので、この部分を掘るとある程度再堆積というのはそこまではしないのではないかなというふうに思っています。ただ、堆積すれば当然維持管理で取るということになろうと思います。

○議長 日常的というか、平年的なものについては維持管理で河道を維持していくということになろうかと思えますね。だから、大規模な出水があってまた移動したら、それはまたそのときに考えざるを得ないのではないですかね。今回のこれもそうですよね。

○委員 だから、かえってもうちちょっと上流側も多目に掘っておくような設計にしておいたほうが良いような気がしたので。私が言っているのはそういう意味です。今言ったように平場が相当あって、一気にやってしまうのであればね。それで、今問題になっているのは、この狭いところが当然計算上難しいということでやっているのだと思うけれども、狭いところだから土砂を取って流量を確保するかもしれないが、上にこれだけ平場があって、流れ込みますよね。だって、この部分、恐らく、礫が相当堆積したところでしょう。その辺は、やっぱり今言ったように一時的に考えておくのが。

○県 私は逆かなと思ってまして、そこの平場を掘るほうが、むしろ後から後から、そこが流速が落ちる場所なので堆積するので、そこは取っても取っても上流から流れてきて、流速が落ちるところでたまるという現象になると思いますが、そこから河道が狭くなって流速が上がるところでは、むしろ上から流れてもある程度は流れ切るのだらうと思います。

○議長 だから、この23年の出水の前の状況も当然見比べて、明らかに23年の出水でたまったところを今度取ろうという具合になっているのだと思いますね。そういう理解でよろしいのですか。どれが23年かなんて、確定的には限定できないですけどね。

○県 23年のということではなくて、目標を定めてということではありますが、今回予定している場所は、比較的再堆積も他の場所に比べれば少ないのかなと思います。当然、上流から土砂は供給されてきますけれども、それは川幅が広いところとか、流速や河床勾配の変化点で当然たまってまいりますので、そういった意味からいくと、川幅が狭いところで、そんなに河床勾配の変化がないところであれば、ある程度高水敷を極端に広く狭くとかというふうにしなくて、今回のようにそれぞれ相互で掘っていくような形をとれば、むしろ流れが良いのではないかと推測しますが、ちょっと計算の結果をもって何かをお示ししているわけではなくて、一般的な技術的な推定ではございますけれども、そのように考えているところです。

○委員 いや、僕が思うに、恐らくこれ12,000m³/sを流すための方策を見ているのでしょ、断面ごとに。シミュレーションをしているかどうかわからないけれども、ただ掘れば当然コストがかかるからね。その辺があるので、私が言っているのはある意味では無理難題を言っているもので、そういう意味では全部掘れば良いということになるわけで。

ただ、恐らくこれは各断面を見て、12,000m³/s、場所によっては10,000m³/sとかあるだろうけれども、その計画の水量を確保できるようにするためには、堤防を上げるか土砂を掘削するかということで選択して選ばれたと思うのですね。そのときに私が気にしている

のは、今言ったように掘削で 12,000m³/s を確保するというようなシナリオであれば、上に土砂があるようなところだと、たまった場合にそれだけ確保できませんからね。それで、余計に掘っておいたほうがいいのかという話なのですよ、私が言っているのは。

ただ、今言ったように、確かにどう流れるかというのは非常に難しいですけどね。恐らくそれはシミュレーション上、非常に難しいと思いますよ、土砂がどう堆積するかは。ただし、今言ったように、上流に土砂があるようなところで、掘削して 12,000m³/s を確保したとしても、それは一時的に確保できるかもしれないけれども、土砂が上にたまっている平場があったときに、そこから来るのであれば、ちょっとでもたまれば 12,000m³/s を確保できないので、そういったいわゆる断面ごとの形状から計画水量を計算しているのであれば、どうかなという話をしているのですよ。恐らく全体の土砂の動きなどというのは非常に難しいと思いますね。

だから、その辺の安全をどう見るかという話で、もちろん確かにコストもかかりますからね。それで、費用対効果があるから必ずしも言えないのですが、そういった議論が出てもいいのかなという気がしたのです。

○県 そうですね、おっしゃるように、全体としては洪水時の土砂の移動を含めて、どれだけたまって、断面が狭くなってということまで細かくシミュレーションはできていないと思います。ほかの一級の河川で、土砂流出が非常に大きい河川で、直轄で管理している区間ではそういうものも考えている部分もあると思いますが、いずれにせよそういった土砂の課題というのは、熊野川全体で解いていかないといけないと、非常に大きな課題かなと思っています。どこでためて、どこで取ってとか、土砂がどのように移動するから、治水上ここはもう少し余計に掘っておいたほうがいいのかというのは、大きな難しい課題かなと思っています。

○議長 先ほどの濁水の問題まで含めれば、やはり特に新宮川水系については総合的な土砂管理というようなことから考えていかないといけないものであろうと私は思います。長期的な意味では。しかし、今回のこの計画は、今後二、三十年ということで 12,000 m³/s を確保するという一方で、そのための河道を確保しようという計画であらうかと思っていますので、現在選ばれたこの 23 ページで書かれている箇所が、そういう場所に該当するのであらうというふうに私は理解しております。

それはより長期的には、今、井伊委員がおっしゃるように、さらに考えていかなければならないのですけれども、時間的なこともあって費用的なこともあるから、この河床を選

ばれたというふうに私は理解しております。いかがでしょうか。

○委員 1点だけ。今回、この変更が出たので、三重県ということで出ているのですけれども、これは熊野川のこの委員会、国交省の委員会に関係すると思うのですけれども、結局23年に起きてしまったのですね。それで、そのときに一応、ある程度流量なんかはこのぐらいでいいという話で言っていて、それでそのときもやはり近年洪水の頻度が非常にふえていて、この歴史でも出ていますよね、顕在化していて、かなり頻繁に起きているのですよね。だから、そういうことも踏まえて、11ページ、これが主要洪水の要因と被害状況とありますけれども、これ平成に入って本当にふえているのですよね。それはやっぱり気象条件が変わってきているのですよ。それで、その辺が、ここにはないのですけれども、上の国交省の委員会でも、どのぐらいの洪水になるかということで、これで行こうということで決めて、それが県のほうにおりてきて動いていると思うのですけれども、結局のところ、我々が予想するよりも大きいものが来ていて、それでこういうことが起きているのですよね。だから、今回もう一度見直すというのは、そういうことになっていると思うのですね。だから、12,000m³/sというのはいろいろ上のほうで出てきたと思うのですけれども、その辺に対して費用対効果があるので難しいのですけれども、これ言っておいたほうがいいかなと思ったのですけどね。やっぱりかなり気象状況が変わってきているということですね。特にこの地区がですね。

○議長 それは、どこの川についても言えることで、この河川整備計画というのは、この二、三十年という時間にできることということに限定しているわけですから。ただし、そう限定しているからそれだけでいいというわけではなくて、より長期的な見通しを持ってやっていただきたいというのは、これはどこの川についてもそういうことが言えると思いますので。その辺は重々ご承知だと思いますけれども、今回のこの変更については、先ほどから言っていますように、今後二、三十年ということを考えられた上での可能な案を出してきておられるのだろうと、私はそのように理解しております。

○県 整備計画については二、三十年の中ということでございますが、少し補足させていただきますと、19,000m³/sの方針なのですけれども、それについてはそれ以上の流量が23年に流れているということもあって、その方針の治水上の目標というのが、現方針で妥当かどうかというところについては、これは国のものになりますけれども、検討が進められているというふうに聞いているところです。

○議長 いかかでしょうか。いろいろな制約があるなかで、多分非常に苦しい選択をされ

てこの案を出してこられたのだらうと思います。ただ、その計画についても、若干表現をもう少し工夫していただいたほうが良いというような点が幾つかあったかと私は思いますので、どうでしょうかね、そういうことを反映してもう一度修正していただくということをお願いしたいと思うのですが。

それで、修正していただいた案を各委員にお送りいただいて、今の計画素案を原案に持っていくということですが、それでよろしいでしょうかね。もう一度やったほうがよろしいでしょうか。委員の皆さん、どのようにお考えでしょうか。

○委員 基本は三重県と一緒にやるというので、大きい変更はないのだから、もう構いませんけれども。

○議長 構いませんと。

○委員 はい。

○議長 今、委員からそのような意見がありましたので、それでは手直しされた案を各委員にお送りいただいて、それでまた各委員がそれぞれのお手元で検討していただいて、異議がなければ、この素案を原案に変えていくということと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○県 ご審議のほどありがとうございます。本日ご意見いただきました新宮川水系熊野川圏域河川整備計画につきましては、いただいたご意見を踏まえて修正させていただきました。委員の皆様にご確認いただきまして了承いただきましたら、変更素案を変更原案にさせていただきます。住民の意見を広く伺うためのパブリックコメントを実施する準備を進めさせていただければと考えております。

○議長 はい。それでは、後の手続、手順をよろしくお願いいたします。

時間が若干超過しまして申しわけありません。以上をもちまして議事を終了いたします。熊野川だけに限らず、きょうの審議でお気づきの点がありましたら、県のほうへお知らせをお願いします。

それでは、進行を司会にお返しします。

○司会 本日は、多くの意見をいただきまして、ありがとうございます。本会の審議いただくことについては以上となります。

これをもちまして第9回和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会を終了いたします。

ありがとうございました。

(閉 会)